

東白川村農業持続化支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 東白川村は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、農業の継続に支障をきたしている農業者等に対して、農業継続の支援のため「東白川村農業持続化支援金」(以下「支援金」という。)を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(事業期間)

第2条 この要綱に定める支援金の事業実施年度は、令和4年度とする。

(定義)

第3条 この要綱において「農業者等」とは、個人、法人又は集落営農組合をいう。

(交付対象者)

第4条 支援金の交付対象者(以下「対象者」という。)は、令和5年度に東白川村内において「茶」若しくは「水稻」の栽培を行う者とし、その詳細の要件については次の各号に定める。

- (1) 村外に住所を有する者であっても、この要綱の要件を満たす者は対象者とする。
- (2) 茶の栽培にあつては、刈り落とし等の保全的管理を行う場合も支援金の対象とする。ただし、保全的管理とする場合は、年2回(5～6月及び9～10月)以上の刈り落とし等を行わなければならない。
- (3) 水稻の栽培にあつては、転作作物として扱われる飼料用米等は支援金の対象としない。
- (4) 農地の貸し借りをを行っている場合の対象者は、農地の所有者ではなく借主(耕作者)とする。
- (5) 対象となる農地は、原則として東白川村農業委員会が所有する「農地台帳」に記載がある農地とする。ただし、農地台帳に記載が無い場合にあつても農業委員会の許可を得た賃貸借を行っている場合は支援金の対象とする。

(対象となる農地面積と支援金の額)

第5条 支援金の対象となる面積の範囲は、畦畔、法面等を含まない作付面積とし、支援金の額は、作付面積10アール(1,000㎡)当たり10,000円とする。

- 2 支援金算定に係る面積の単位は平方メートル(㎡)とし、対象面積の合計に1㎡未満の端数がある場合にはこれを切り捨てる。
- 3 作付面積として記載する数値の根拠として、次の各号のいずれかの数値を活用するものとする。
 - (1) 「令和5年度水稻生産実施計画総括申込書」における「作付面積合計」
 - (2) 集落営農組合にあつては、それぞれの組合の総会資料として示された令和5年度事業計画等の作付面積
 - (3) 茶農家にあつては、東白川製茶組合若しくは五加茶生産組合が肥料購入量の算出などのために把握している各農家の作付面積
 - (4) 村が所有する「農地地図システム」により、役場担当者が図側を行い算出した作付面積
 - (5) その他村長が適当と認める手段により算出された作付面積

(交付申請)

第6条 この支援金の交付を受けようとする者は、東白川村農業持続化支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に関係書類を添えて村長に提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第7条 村長は前条の申請書兼請求書の提出があつたときは、その内容を審査のうえ、支援金の交付の

可否及び額を決定し、東白川村農業持続化支援金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、支援金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第8条 村長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により支援金の交付を受けたとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき

(報告及び検査)

第9条 村長は、支援金の交付決定を受けた者に対し、支援金の申請内容について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 村長は、栽培状況を確認するために、必要に応じ対象農地への立入調査を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

東白川村長 様

申請者 住所又は
所在地氏名又は名称
及び代表者名

電話番号

※携帯電話等、連絡が取れる番号を記入のこと。

東白川村農業持続化支援金交付申請書兼請求書

下記のとおり、東白川村農業持続化支援金の交付を申請し、交付が決定された場合は当該支援金の交付を請求します。

なお、口座名義が異なるときは、支援金の受領を口座名義人に委任します。

記

1 交付申請額等

申告事項 (右記の意思確認事項に間違いが無ければ、 □にレ点等を記入 して下さい)	<input type="checkbox"/> 支援金の対象として申請する農地において、令和5年度に茶若しくは水稻の栽培を行います。		
	<input type="checkbox"/> 栽培状況の確認のために、役場職員等が対象農地に立ち入ることを承諾します。		
	<input type="checkbox"/> 支援金の交付対象となった事業内容に違反した場合、支援金の全部又は一部について返還します。また、虚偽の申請その他不正な行為により支援金の交付を受けたときも同様の取扱いで差し支えありません。		
作付面積 (別紙作付計画書の合計)	m^2 (小数点以下切捨て)	10 a (1,000 m^2) 当たりの 支援金額	10,000 円
交付申請額 兼請求額	円 (作付面積合計 (m^2) \times 10 円)		

※茶と水稻の両方で対象となる方は、まとめて申請して下さい。

提出期限：令和5年2月28日(火) 期限厳守

(裏面)

2 支援金の振込先 (法人の場合は、法人名義の口座を記入のこと。)

金融機関名	() 支店	預金種類	普通・当座
(フリガナ)			
口座名義			
口 座 番 号(ゆうちょ銀行の場合は記号・番号)			

(添付書類)

(1) 支援金の受取口座が確認できる書類(通帳の写しなど)。

(2) 作付計画書(別紙)

※作付内容が確認できれば他の資料でも構いません。

(例)・令和5年度水稻生産実施計画総括申込書(写し)

・製茶組合が作成した「作付計画表」など

大字	集落	番地	現況 地目	作物品目	登記面積 (㎡)	作付面積 (㎡)	貸借の 有無	(貸借有の場合)土地所有者		手続		
								集落	氏名	農地台帳	利用権	作付面積
				水稻・茶			有・無					
				水稻・茶			有・無					
				水稻・茶			有・無					
				水稻・茶			有・無					
				水稻・茶			有・無					
				水稻・茶			有・無					
				水稻・茶			有・無					
				水稻・茶			有・無					
				水稻・茶			有・無					
				水稻・茶			有・無					
				水稻・茶			有・無					
				水稻・茶			有・無					
				水稻・茶			有・無					
				水稻・茶			有・無					
				水稻・茶			有・無					
作付面積合計												

東産第 号
令和 年 月 日

様

東白川村長 今井 俊郎

東白川村農業持続化支援金交付(不交付)決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました東白川村農業持続化支援金については、下記のとおり交付(不交付)を決定し、併せて交付額を確定しましたので、東白川村農業持続化支援金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 交付予定日 令和 年 月 日
- 3 交付条件
 - (1) 東白川村農業持続化支援金交付要綱の規定を遵守すること
 - (2) 村長は、支援金の申請内容について、交付を受けた者に対し報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。
 - (3) 村長は、栽培状況を確認するために必要に応じ、対象農地への立入調査を行うことができる。
- 4 不交付若しくは申請額と確定額が異なる場合は、その理由